

I 条例改正の必要性について

日光市まちづくり基本条例の第28条には、その時々の社会情勢に応じて制度の改善が必要な場合は、条例の改正を含めて必要な措置を講じることが定められています。

私たち日光市まちづくり基本条例を守り育てる市民会議は、市職員で構成された検討委員会とともに、まず、条例の内容を深く理解することに取り組みました。「まちづくりとはどういうことか」、「日光市まちづくり基本条例の理念に則ってどんなことができるのか」をワークショップ形式で話し合うとともに、条文と解説を読み込みました。

その結果、まちづくりの基本理念、ルールとして、現時点で必要とされることは、網羅されており、今回の検討において、条例改正の必要はないとの結論に至りました。

II 条例の認知度向上のために

市民意識アンケート調査によると、平成21年度に基本条例を知っていると答えた割合は、51.1%でしたが、平成27年度では60.7%となっています。認知度は6年間で約10%向上しており、普及啓発の取り組みが一定の成果を上げていると考えられます。しかし、基本条例は日光市の最高規範であり、全ての市民がその存在を知っているべきものであると考えます。そこで、さらに認知度をあげるための普及啓発方法を次のとおり提案します。

1. 普及啓発用ツール

現在、普及啓発用のツールとしては、大人向けのパンフレット及び小中学生向けのマンガ版がありますが、さらに読み手側の選択肢を増やすことが必要です。以下に具体例を列記します。

- ・ガイドブック……………パンフレットをより充実させ、文字を大きくし、イラストやまちづくりの事例を盛り込む。また、レイアウトや解説を親しみやすいものとなるよう工夫する。
- ・年代別マンガ版……………小学生、中学生、高校生、大人、それぞれの年代を対象としたマンガ版を作成する。実在の市民を登場させたり、クイズを取り入れたりすることで、より興味を引くことができる。またサイズはA4に拡大することが望ましい。
- ・リーフレット……………パンフレットの簡易版として、A4両面で作成する。
- ・ポケットティッシュ……………イベント等で配布して条例を周知する。

- ・ポスター……………前文を中心にイラストなどを盛り込む。
- ・T シャツ、 Polo シャツ…マンガ版の表紙や条例前文をプリント
- ・ラッピングバス……………市有バスに基本条例をプリント
- ・封筒広告……………市が使用する角 2 封筒の裏面に基本条例前文を印刷
- ・イメージキャラクター…親しみを感じるキャラクターを作成する
- ・イメージソング……………基本条例の歌を作成する

以上の中から一つでも多くのツールを作成することで、市民の選択肢が広がり、基本条例の認知度向上につながるもの考えます。

2. 普及啓発の施策

作成したツールを有効に活用し、PTA や自治会をはじめとする各種団体への説明会を丁寧継続して行うことが必要です。そのためには、啓発を担う人材を育成するほか、条例解説専門員を雇用することも検討すべきです。また、子どもたちに対する普及啓発として、まちづくり体験塾やまちづくりアカデミー、マンガ版を教材としての活用などが行われていますが、これらの内容を検討しながら継続するほか、子ども向けの演劇を上演することも効果があると思われます。なお、SNS やラジオ CM、市ホームページの活用なども考えられます。

Ⅲ 共有・参画・協働によるまちづくり推進のために

日光市まちづくり基本条例の目的は、共有・参画・協働で、心を感じる市民自治のまち「日光」を実現することにあります。市民のまちづくりに関わろうとする意識を高めることが目的の実現につながります。そのために行うべき事業として、考えられるものを列記します。

- ・イベント企画に若い力を取り入れる。
- ・まちづくりの具体例を紹介するコーナーを広報紙に長期連載する。
- ・田んぼアートでイメージキャラクターを作成し、テレビで放送。
- ・まちづくり表彰コンテスト
- ・まちづくり検定
- ・まちづくり LINE スタンプの作成
- ・まちづくり映像コンテンツの作成

以上を参考として、日光市まちづくり基本条例の認知度を向上させ、まちづくりに取り組むことを期待します。

IV 私たち委員が取り組む条例の普及や啓発について

日光市まちづくり基本条例は、日光市の最高規範に位置づけられるもので、国に例えれば憲法にあたります。日本国憲法の内容を詳しく知っている国民は少ないかもしれません。しかし、その存在を知らない国民はいないでしょう。日光市まちづくり基本条例も全ての市民がその存在を知っている状態になることが目標といえます。

そのためには、市が啓発を行うだけでなく、市民や議会も連携して啓発活動を行うことが重要です。

そこで、私たち市民会議と検討委員会は、まちづくり基本条例見直しの検討を行った経験を踏まえ、市民の立場で次のことに取り組みます。

- ◎自分たちのイベントで基本条例のPRを行います。
- ◎啓発物品の配布をお手伝いします。
- ◎様々な機会を捉えて、まちづくり基本条例を話題にします。
- ◎地域行事や自治会活動へ積極的に参加します。
- ◎まちづくり実践のため、ボランティア活動へ積極的に参加します。
- ◎市が作成した啓発物品を活用し、周知を図ります。
- ◎まちづくり基本条例情報紙を発行します。

以上、委員としての思いを込めて提案書とします。